

農家の方へ

食品衛生法に基づく営業届出のご案内

～よくある質問を
まとめました～

消費者向けの農産物加工等は食品衛生法に基づく営業届の対象となることがあります。

◎収穫の作業や加工：営業届は不要です。（採取業）

・土を落とすための洗浄（にんじん、大根、ごぼう等の泥落とし）
・根切り・ひげ根取り・下葉取り
・へた取り・皮むきなど出荷調整
・サイズ選別
・4分割・8分割しラップ等で包装する簡易加工
・袋詰め・箱詰め
・冷蔵保管して出荷
・蜂蜜の採取、荒茶の生産、野菜の塩蔵



◎消費者向けの加工：営業届が必要です。

・野菜をカットや千切りし包装（例：カット野菜、千切りキャベツ）
・果実のヘタを取り、洗浄や消毒をして、包装
・仕入れた農産物を原料として、干し柿、干し芋等を製造
・蜂蜜の精製・瓶詰、仕上げ茶の加工



※インターネットで簡単に届け出ることができます。

⚠瓶詰めジャムや漬物の製造・販売は許可が必要になります。事前に保健所へ相談ください。



判断に迷ったら、まず保健所へご相談ください

【お問い合わせ】
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課 長野市大字中御所岡田町98-1
電話：026-225-9065